

東海地震情報および大地震発生に伴う学校の対応について

1. 東海地震の注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発令された場合

(1) 登校前（在宅時）に発令の場合

◇臨時休校です。登校させないでください。

(2) 登校や下校途中に発令の場合

◇臨時休校になります。

◇PTA地区委員等に連絡を取り、速やかに帰宅させます。登校途上の場所によっては、学校で待機させ、保護者確認のもと、お子様を引き渡します。

◇可能な限り教職員はパトロールをし、状況把握、支援に努めます。

(3) 在校中に発令の場合

◇授業を中止します。

◇保護者の方は、お子様を引き取りに学校に来てください。

◇学校は、保護者確認のもと、お子様を引き渡します。

この地震情報は、気象庁から発令される大きな情報で、どこに勤めていてもすぐ皆様の耳に入ります。また、この発令と同時に、電話回線や道路の混雑等、速やかな連絡や移動が不可能になることが予想されます。そして、誰もいない自宅に不安な状態の児童を帰すより、学校で迎えがあるまで預かるほうが安全と考えます。必ず、お子様を引き取りに学校まで来てください。

2. 東海地震の「注意情報」「警戒宣言」が解除された場合

◇午前0時までに解除されたときは、通常通り登校とし、8時30分より授業を開始します。

◇午前0時を過ぎても解除されなかったときは、原則として翌日も臨時休業となります。

3. 大地震（震度5強以上）の発生時について

(1) 始業前に発生した場合

◇登校させないでください。自宅待機です。

◇被害が少なく通学路の安全が確保でき、当日の授業実施が可能な場合は、学校より各家庭に正午までに連絡をします。13時30分より授業を行います。被害状況によっては休校とします。

◇授業を行う場合でも、登校に支障がある場合は、各家庭の判断で自宅待機を続けるなど適切な処置をとってください。その場合は学校に連絡ください。

(2) 登校や下校途中に発生の場合

◇児童は直ちに最寄りの安全な場所に避難する。学校は、PTA 地区委員等に連絡を取りながら、教職員もパトロール等を行い、状況把握をし、児童の安全確保に努めます。

◇登下校中の場所によっては、学校で待機させ、保護者確認のもと、お子様を引き渡します。

(3) 始業後に発生した場合

◇直ちに授業を中止します。保護者の方はお子様を引き取りに学校へ来ていただきます。学校は、保護者確認のもと、お子様を引き渡します。引き渡しが困難な場合は、引き渡しが可能となるまで学校で保護します。

※地震の被害が少なく、安全が確保され、授業継続が可能な場合は、授業を行います。授業終了後、通学路の安全確認の上、下校させます。

(4) 大地震が発生した翌日やそれ以降の日の対応

◇学校や通学路の被害状況、余震の有無から判断し、臨時休校とする場合があります。

◇学校周辺の被害が少なく通学路の安全が確保でき、当日の授業実施が可能な場合は、平常授業を行います。が、被害状況によっては休校とします。

◇授業を行う場合でも、登校に支障がある場合は、各家庭の判断で自宅待機を続けるなど適切な処置をとってください。その場合は学校に連絡ください。

- ※ 予知の状況や地震の規模等により、上記の措置が不相当と考えられるときは、市教育委員会や学校長の判断により、その都度適切な判断を講じます。
- ※ 上記1、2、3の場合とも、亀山南小配信メールにて授業開始や休校等について連絡しますが、状況によっては電話回線等の混雑で連絡ができないこともあります。その場合は、各家庭で児童の安全を最優先した処置をとってください。

<亀山南小校区の緊急避難所>

- ・ 亀山市立亀山南小学校
- ・ 天神和賀コミュニティ
- ・ 天神公民館
- ・ 天神地区南自主防倉庫前
- ・ 和賀公民館
- ・ 和賀住宅自主防倉庫前
- ・ 南部コミュニティ
- ・ 安知本公民館
- ・ 田茂公民館
- ・ 上原公民館
- ・ 楠平尾公民館
- ・ 安知本多目的広場